

日住協 第154号
平成21年7月1日

会 員 各 位

社団法人 日本住宅建設産業協会
専務理事 田 村 仁 人

設計施工基準の改定及び事後的検査による保険申込の受付等について (まもりすまい保険)

(財)住宅保証機構より、標記について下記のとおり取り扱う旨の連絡がありましたのでお知らせいたします。

記

1. 設計施工基準の改定

設計施工基準の内容が事業者等に十分理解していただけるよう、全保険法人の設計施工基準が統一されました。改正後の設計施工基準(平成21年版)は平成21年7月1日より保険契約申込を受けた住宅から適用いたします。平成20年版の設計施工基準から新たな制限が設けられた項目はございませんので、すでに平成20年版の設計施工基準に基づき設計されている住宅に関しても、引き続き保険契約申込をすることができます。

(参考ホームページ)

<http://www.how.or.jp/press/kaitei20090701-6.html>

2. 事後的検査による保険申込の受付について

住宅瑕疵担保責任保険(住宅瑕疵担保履行法第19条第1号に基づく「まもりすまい保険」)では、保険申込み時点で既に着工となっている住宅に関して、通常の現場検査を実施できない場合、「既着工住宅」として以下のとおり保険申込を受け付けます。

(1) 対象住宅

工事着工後に受け付けた以下に掲げる保険申込住宅(住宅品確法施行規則第6条第

1項に規定する建設住宅性能評価に係る現場検査が行われるものを除きます。)で、第1回(基礎配筋工事完了時)の現場検査が実施できないもののうち、以下のものとします。ただし、平成22年3月31日までに保険申込を受け付けた住宅に限ります。

- 一 木造の住宅
- 二 鉄筋コンクリート造の住宅
- 三 鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅
- 四 鉄骨造の住宅

(2) 現場検査の内容

既着工住宅の検査では、工事が進捗したことにより通常の現場検査が実施できない部分について、目視・計測、書類等の検査及び非破壊検査による「特例検査」を行い、設計・施工基準に対する適合性を確認します。

(3) 料金

既着工住宅に係る保険料については、特別の割増等を行いませんが、現場検査手数料については、通常の現場検査手数料よりも割増となります。対象住宅の構造、床面積、階数及び工事の進捗状況等により異なりますので、詳細は事務機関宛にお問い合わせください。

(留意点)

既着工住宅(第1回(基礎配筋工事完了時)の現場検査が実施できないもの)は、一般住宅扱いとなり、特保住宅(特定住宅)の特典である「保険料等の軽減措置」が受けられなくなりますので、ご注意ください。

(参考ホームページ)

<http://www.how.or.jp/press/kaitai20090701-5.html>

3. 6月30日以前の保険申込みにおけるてん補限度額の変更について

平成21年6月30日以前に住宅瑕疵担保責任保険(住宅瑕疵担保履行法第19条第1号に基づく「まもりすまい保険」)の申込みを行った住宅については、ご希望により平成21年7月1日改定以後のてん補限度額への変更を行うことができます。追加保険料、変更手続き等の詳細は、保険申込を行った事務機関までお問い合わせ願います。

(本件に関する問合せ先)

(社)日本住宅建設産業協会 担当：水野・田頭・菊原・岩脇 電話：03 - 3511 - 0611